

保坂栄次議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民の厳粛な信託を受けた地位にあることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行い、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与しなければならない。

こうした重責があるにもかかわらず、保坂栄次議員が、SNS上に特定の者への誹謗中傷と取れる内容などを掲載した行為を審査する倫理委員会等における当該議員の言動は、誠実さや公正さを著しく欠いたものであった。

倫理委員会の場に、被請求議員として弁明のために出席し、自らの行為の非を認め、その後の対応策として、当該行為に対する謝罪を明言しながら、その後、倫理委員会に報告もせず、唐突に発言を翻し、それらを履行することはなかった。

また、謝罪の相手方である鹿沼市議会に対しては、訪問の意思を示し、当該市議会において、謝罪の日時や応対される方々を決定していただいた直後に、「鹿沼市議会から苦情も抗議もきていない中、謝罪は必要ない」、「鹿沼市議会から苦情、抗議があればきちんと対応したい」と一方的な判断を行い、急遽、謝罪の取りやめを自身で決めている。

謝罪の取りやめ後、鹿沼市議会から、本市議会議長及び倫理委員会委員長宛てに、当該行為に対する抗議と謝罪を求める文書が提出されたことに関し、弁明の際に非を認めながら、「自身の行為の何が誤りで、何が誹謗中傷なのか明らかにしてもらいたい」、「抗議文は、私にではなく、議長や委員長宛てにきている」と開き直りともとれる内容を、弁明の履行状況等を確認する倫理委員会において発言している。

倫理委員会において非を認めたにもかかわらず、自身が示した約束事を反故にする、また、自身の言動を顧みることなく二転三転させ反省や謝罪も行わない一連の対応は、条例に位置付けられた倫理委員会を軽視しただけでなく、議員としての職責を放棄したに等しい行為である。加えて、鹿沼市議会を含め、多くの方々に混乱と、様々な負担を強いたことは、市民から負託を受けた宇都宮市議会の信頼を大きく失墜させ、その品位を著しく損なう行為であったと断じざるを得ない。

よって、宇都宮市議会は、保坂栄次議員に対して自らの意思により議員を辞職するよう強く求める。

以上、宇都宮市議会として、保坂栄次議員の議員辞職勧告を決議する。

令和7年6月30日

宇 都 宮 市 議 会